

ID: 1455

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新
法 令 名根 拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第2項
法令番号	昭和45年法律第137号

【基準】

法第7条第2項の規定による。

(一般廃棄物処理業)

第7条

2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間 の経過によつて、その効力を失う。

標準処理期間	20日
--------	-----

備考

設 定 年 月 日 平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日 年 月 日	
----------------------------------	----------------------	--